

子 発 0 2 0 9 第 2 号  
令 和 3 年 2 月 9 日

各 

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の策定について

政府においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項に基づき、令和3年2月9日、別紙のとおり「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）を閣議決定したところである。

成育医療等基本方針は、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項等を定めるものであり、各都道府県におかれては、成育医療等基本方針の内容についてご了解いただくとともに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する「医療計画」その他成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第170号）で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をすることをお願いする。

また、貴管内市町村（保健所設置市、特別区を除く）に対する周知をお願いする。